

仕様書

1. 本調達について

(1) 目的

令和8年度に南国市が導入する事務用パソコンの調達を実施する。

(2) 契約の種類

売買契約

2. 本調達の要件

2. 1. 機器等の調達に関する要件

2. 1. 1. 機器等の仕様

(1) 種類

ノート型パソコン

(2) 数量

ノート型パソコン166台

(3) 仕様

提案する機器は、NEC、富士通、デル、ヒューレットパッカードのビジネス用パソコンとし、以下の仕様を満たすこと。

仕様1 ノート型パソコン 166台 ※仕様書内はすべて同一機種とする

| | | |
|-------------|--|----|
| 形状 | ノート型 | |
| CPU | Intel Core i5 第13世代プロセッサ 相当以上 | |
| メモリ | 8GB、社外品可 ※社外品の場合、相性保証を付けること | |
| 画面 | TFT 液晶 15.6インチ以上とし、解像度は1600×900ドット (HD+) 以上とする。ただし、解像度の変更により1366×768 (HD) または1440×900 (WXGA+) も表示可能な事。 | |
| SSD | 256GB以上 | |
| 光学ドライブ | 不要もしくは内蔵DVDドライブ (書き込み機能なし) 全台 | |
| 通信 | LAN | 通信 |
| キーボード | JIS配列準拠 テンキー付 | |
| マウス | 標準もしくは動作確認済みの有線マウス 社外品可 | |
| ポインティングデバイス | ※内蔵のこと | |
| インターフェース | USB2.0またはUSB3.0準拠×3以上 (USB Type-A) 但し、付属するマウスをUSB Type-C接続のもの (社外品でも可) に変更した場合はUSB Type-A×2とUSB Type-C×1の構成も認めるものとする。 | |
| 電源 | ACアダプタ及び内蔵バッテリー (バッテリー稼働時間: 1.5時間以上) | |
| その他 | 盗難防止用ロック対応 | |
| プレインストールOS | Windows 11 Pro 64bit | |

(4) 共通仕様

| | |
|------------|--|
| ソフトウェア | ライセンス数 : 160 Symantec Ghost Solution Suite 基本ライセンス+ベーシックメンテナンス (1年以上) |
| Windows OS | ライセンス数 : 1 Windows 11 Enterprise with SA Open Value |
| リカバリソフトウェア | 各仕様毎のリカバリソフトウェアのメディアを1セット以上添付すること |

2. 1. 2. 機器の導入スケジュール

業者選定後の機器の導入に関するスケジュールは以下のとおりとする。

- ・ 各機器について、令和8年12月31日（木）までに、開梱した状態で、南国市本庁舎等指定箇所への搬入を行うこと。指定箇所は契約決定後に別途指示する。
- ・ 開梱作業や部品調節等の場所が必要な場合は、半日（8:30～12:00 または 13:00～17:15 のいずれか）のみ南国市役所内に会議室等を確保するので、令和8年11月26日（木）までに当市と協議の上、日程を決定すること。各会議室等の空き状況により時間、場所が制限されるため、なるべく早く協議すること。
- ・ 梱包資材等については、回収・廃棄を行うこと。
- ・ 市役所内各課への設置、設定は当市で行うため、見積りに入れないこと。
- ・ 情勢等やむを得ない事情により期日内に納入が困難な場合は、期日の延長について別途協議するものとする。

2. 2. 保守サービスに関する要件

機器の売買契約に含まれる保守サービスの要件は以下のとおりとする。

- ・ 1年間の標準的な保証を備えていること。
- ・ 納入品に関する障害対応等の窓口を設置し、修理、調査等の対応をすること。
- ・ 窓口の対応時間は、原則として1月4日から12月28日まで（土日祝日を除く）、午前8時30分から午後5時15分までとするが、その他の時間帯についても、メール、FAXの受付等、緊急時に連絡が取れるよう、連絡体制の整備を行うこと。

2. 3. その他の要件

本調達に係るその他の要件は以下のとおりとする。

- ・ 機器及びソフトウェア等は、特に指定がない限り見積書提出時における最新機種及び最新バージョンとする。なお、納入時において後継機種等が発売された場合は、事前に協議を行うものとする。
- ・ 売買契約を締結後、同一機種の追加購入を行う場合は、金額等について本売買契約を踏まえて協議を行うものとする。
- ・ 本調達の契約の締結に南国市議会の議決が必要となる場合については、本契約にかかる議会の議決がなされるまでは仮契約とし、議決がなされた時に成立するものとする。